

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年6月5日（令和7年（行情）諮問第629号）

答申日：令和7年10月3日（令和7年度（行情）答申第418号）

事件名：「米軍機等による航空自衛隊の基地等への計画外飛来時における基地
対策要領について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月20日付け防官文第12083号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料の内容は省略する。）。

（1）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「書面準備（1）」（平成24年11月22日8頁））である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指

針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

第３ 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「空幕総（基対）第199号（1. 6. 14）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和元年12月20日付け防官文第12083号により、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和7年6月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月19日 | 審議 |
| ④ 同年9月29日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 他国に関する情報

別表の番号1に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の運用に関する情報

別表の番号2に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、部隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

米軍機等による航空自衛隊の基地等への計画外飛来時における基地対策要領
について（通達）（空幕総（基対）第199号。令和元年6月14日）

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	2 枚目第 1 項の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	2 枚目第 3 項第 1 号の一部	
2	2 枚目第 3 項第 3 号及び第 4 号のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、部隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	3 枚目、4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	